

【交付申請要件】

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出している 資格認定の通知を受けた夫婦で、当該婚姻を継続している
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅に住所を置いている
<input type="checkbox"/>	婚姻日に、夫婦ともに39歳以下である
<input type="checkbox"/>	夫婦の令和4年分の所得合計が500万円未満である(奨学金の返済額を除く) ※令和5年5月31日までに申請する場合は、令和3年分の所得合計
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがない(他の団体からの補助を含む)
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに市税等の滞納がない
<input type="checkbox"/>	夫婦及び同じ世帯の者は、暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない

【対象経費】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った下記経費が対象です。

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	住宅購入費用 建物の新築費用、購入費用 ※土地購入費用、住宅ローン手数料、リフォーム費用は除く

【交付申請書】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに交付申請書を提出してください。

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	交付申請書(様式第1号)
<input type="checkbox"/>	申請に係る住宅に住んでいることが確認できる住民票の写し(世帯全員)
<input type="checkbox"/>	住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	住宅購入に係る領収書の写し
以下の書類は、資格認定通知を受けている場合は不要です	
<input type="checkbox"/>	婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明書または課税証明書※コピー不可
<input type="checkbox"/>	誓約書兼同意書(様式第2号)
<input type="checkbox"/>	完納証明書(世帯全員) ※課税年度の1月1日時点で住所地があった役場で発行されます。コピー不可
以下の書類は、該当する場合のみご提出ください	
<input type="checkbox"/>	令和4年中の返済額がわかる返済証明書または通帳の写し ※令和5年5月31日までに申請する場合は、令和3年分の返済額

※交付申請の内容に変更等がございましたら、変更申請書を提出してください。

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出している方で、令和6年3月31日までに交付申請書が提出できない場合は【2ページ目】をご覧ください。

### 【資格認定申請書】

住宅の取得が間に合わない等の理由から交付申請書が提出できない場合でも令和6年度の補助金の対象とすることができます。ただし、**令和6年3月31日までに必ず資格認定申請**を行ってください。

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	資格認定申請書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明書または課税証明書※コピー不可
<input type="checkbox"/>	誓約書兼同意書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	完納証明書（世帯全員）※課税年度の1月1日時点で住所地があった役場で発行されます。コピー不可
以下の書類は、該当する場合のみご提出ください	
<input type="checkbox"/>	令和4年中の返済額がわかる返済証明書または通帳の写し ※令和5年5月31日までに申請する場合は、令和3年分の返済額

※資格認定申請の提出が、補助金の交付を決定するものではありません。

※婚姻日から1年以内に取得した住宅に限る。